

かわしま さとし

氏 名 川島 聡
学 位 博 士 (法学)
学 位 記 番 号 新大院博 (法) 第 1 4 号
学位授与の日付 平成 1 7 年 9 月 2 0 日
学位授与の要件 学位規則第 4 条第 1 項該当
博 士 論 文 名 障害者の国際人権保障—その歴史と課題—

論文審査委員 主 査 教授 山崎公士
副 査 教授 國武輝久
副 査 教授 根森健

博士論文の要旨

1. 論文の目的と位置づけ

本論文は、障害者の国際的人権保障の形成と展開過程を国連障害者政策と国際人権法の観点から分析し、障害者の国際的人権保障をめぐる今日的課題を明らかにすることを目的とする。

国際人権法学の主流において、障害者問題はこれまで正面から取り上げられてこなかった。これは国際的人権保障システム自体が障害者の人権問題を十分に扱ってこなかった現実を反映している。国際人権法学は万人のための人権保障を目指すのであり、障害者の人権問題を無視することはできないとの立場から、川島氏は修士課程時代から一貫して「障害者の国際的人権保障」を研究対象としてきた。

国際人権法において障害者の人権保障が可視化 (visualizing) されつつあり、障害者問題と国際人権法が接近する可能性が高まっている。このような状況にあって、国際人権法と障害者問題を架橋する研究領域として、国際障害者法を体系的に構築することが今日の大きな課題となっている。本論文はこのため不可欠な前提的作業と位置づけられる。

2. 論文の構成と概要

本論文は、序章・問題の所在、第1章・精神遅滞者の権利宣言の成立まで(1945-1971年；第1期)、第2章・障害者に関する世界行動計画の成立まで(1972-1982年；第2期)、第3章・障害者の機会均等化に関する基準規則 (以下、「基準規則」) まで(～1993年；第3期前半)、第4章・障害者権利条約の起草開始まで(～2004年；第3期後半)、第5章・障害者の国際人権保障をめぐる今日的課題、および終章・要約と結論の計7章からなる。

本論文では1945年から2004年における国連障害者政策の歴史的展開を次のように分析する。すなわち、第1期においては、障害者を概ね治療を要する医療の対象者と位置づけ、障害者の社会への適応（障害の克服）を重視する「医学モデル」にもとづいた国連障害者政策が主として社会開発系の国連機関によって始動し始めた。しかし、第2期では、国連人権機関も障害者問題に取り組むようになり、障害者の人間の尊厳や自律を重視する「人権モデル」にもとづく国連障害者政策が展開されるようになった。そして第3期に至り、「人権モデル」にもとづく障害者政策が国連では主流となり、条約による障害者の権利保障が模索され始めた。このように、国連障害者政策においては「医学モデル」から「人権モデル」へのパラダイム転換がなされた。その結果、基準規則の採択や障害者権利条約の起草など、障害者に焦点を合わせた国際人権基準の設定・実施が進行しつつある。川島氏はこの方向性を国際人権基準への「焦点化アプローチ」と呼ぶ。

国連人権活動においては、自由権規約、社会権規約、人種差別撤廃条約、女性差別撤廃条約、子どもの権利条約および拷問等禁止条約（主要人権6条約）を成立させ、これを実施してきた。しかし、これら6条約の実施過程で、障害者問題は十分に組み込まれてこなかった。今後は6条約の運用過程で障害者問題を主流の課題とする必要がある。川島氏はこの手法を国際人権レジームにおける「主流化アプローチ」と名付ける。

現在、国連では障害者の人権保障のため、①6条約の障害者分野への適用（主流化アプローチ）、②障害者権利条約の起草（焦点化アプローチ）、③基準規則の強化（焦点化アプローチ）が同時進行しつつある。川島氏はこれらの多元的手法を「マルチトラック・アプローチ」という。

以上の分析を踏まえ、障害者の人権保障に関する「マルチトラック・アプローチ」を有意なものとするには、①「焦点化アプローチ」と「主流化アプローチ」を全連関的(holistic)に捉え、②障害者と他の主体（障害者団体、政府、人権条約実施機関など）が協働することが今日的な課題であると川島氏は結論づける。

審査結果の要旨

本論文は、国連における障害者の人権保障をめぐる歴史を国際人権法学の観点から分析した日本で最初の論文である。これまで障害者の人権問題は、日本でも他国でも、障害学、社会福祉、社会福祉法学等の分野では研究されてきたが、国際人権法学の研究者からは長い間等閑視されてきた。障害者の人権に焦点を当てる国際条約が存在しないことがその原因の一つと思われる。しかし、障害者の人権問題はどの国にとっても大きな人権課題であり、国際的人権保障の観点からも重要なテーマとなるはずである。

本論文にはいくつかの特徴と意義が見いだせる。第1は、国連による障害者政策の生成・発展を国際人権法の視点から客観的に描き出し、20世紀後半から現在に至る障害者の人権保障をめぐる国際法規範の生成過程を4期に分けて分析したことである。このため多くの国連文書が整

理・分析され、主として英語による先行研究が十分に検討された。第2は、国連障害者政策の歴史的発展過程において、「焦点化アプローチ」と「主流化アプローチ」という相互に関連するが異質な手法が混在することを析出したことである。第3は、障害者の人権保障を国連で実質化するには、両アプローチを全連関的に進める必要があることを論証し、今後の課題を提示したことである。これらは国際人権法学上の新たな知見と評価できる。

川島氏は、障害者の人権保障を研究対象とするため、日本や世界の障害当事者のNGOと研究上の協働関係にある。障害者権利条約を起草するための国連・作業部会（ニューヨーク）をこれまで3回傍聴し、日本の障害者NGOの学術顧問的な役割も演じてきた。国際会議の場における日本政府、各国政府、内外の人権NGOの専門家との意見交換等の実践的経験に裏付けられていることは、本論文の第4の特徴といえよう。

ただし、本論文の欠点として、次の点が指摘できる。第1は、国連障害者政策の歴史的展開は的確に描かれている半面、同政策の展開によって、障害者をめぐるどのような国際的人権基準が、どこまで設定されたのかが、必ずしも明快な形で示されていないことである。第2は、「焦点化アプローチ」、「主流化アプローチ」、「マルチトラック・アプローチ」等の独自の分析枠組みは、やや難解であり、惜しまれるところである。第3は、本論文に登場する国連諸機関相互の関係や位置づけが、十分に説明されていない箇所が散見されることである。国際法規範の定立・実施にあたる主体であるので、もう少し丁寧な説明が望まれる。しかし、これらの欠点は本論文の全体的な評価に大きく影響するものではない。

以上を総合的に勘案し、また本論文は国際人権法学の観点から分析された論稿であることに鑑み、審査委員会は全員一致で、本論文は博士（法学）を授与するに相応しい優れた論文であると判断した。